

国際交流基金

令和 8 年度日本語パートナーズ派遣事業（カンボジア短期）

募集要項

目 次

1. 趣旨	1
2. 活動内容	1
3. 日本語パートナーズの派遣条件	1
4. 求める人物像	2
5. 日本語パートナーズの身分	2
6. 派遣先国・派遣人数・派遣期間・派遣先機関	2
7. 応募から派遣までのスケジュール	3
8. 応募	4
9. 選考	6
10. 内定から派遣まで	6
11. 派遣の待遇等	7
12. 派遣先国での安全確保および支援体制	8
13. 派遣の可否判断	8
14. 事業情報の公開	9
15. 個人情報の取り扱い	9

お問合せ

独立行政法人 国際交流基金
日本語パートナーズ事業部 事業第 2 チーム
短期派遣担当

E メール: np_tanki@jpf.go.jp

※応募に関するお問合せは、E メールにてお願いいたします。

URL: <https://asiawa.jpf.go.jp/partners/>

メールマガジン登録はこちら



1. 趣旨

日本語パートナーズ派遣事業(短期)(以下「本プログラム」という)は、アジアの日本語教育機関等に日本語母語話者をグループで 1 週間程度派遣するものです。派遣された日本語パートナーズは、派遣先国の複数の機関を訪問し、現地の日本語学習者の日本に対する関心や日本語の学習意欲を高めるため、日本文化紹介や日本語を用いた交流を行います。同時に、日本語パートナーズ自身も現地の言語や文化についての学びを深め、その経験を、帰国後に日本国内の多文化共生や異文化理解に係る活動に活かすなど、日本とアジアの架け橋となることを目指しています。

2. 活動内容

派遣先国では、日本語教育を実施する機関等をグループで訪問し、現地の日本語教師が行う授業に協力しながら、日本文化の紹介や日本語での会話を通じて、生徒との交流を行います。また、派遣先国によっては、日本語教育を実施していない機関での日本文化紹介活動や、地域の催しやフェスティバルに参加し、一般市民との交流を図る機会もあります。活動には、国際交流基金(以下「JF」という)の本部および海外事務所から職員が同行し、運営補助、関係機関との調整、参加者のフォロー等、様々な面から活動をサポートします。

＜スケジュール例＞

- | | |
|-----------|---|
| 1 日目 | : 日本⇒派遣先国 |
| 2 日目 | : 国際交流基金(以下「JF」という)海外事務所等の訪問・活動準備 |
| 3 日目～7 日目 | : 日本語教育機関等での活動(1 日あたり最大 2 校、各 2～3 時間程度) |
| 8 日目 | : 派遣先国⇒日本 |

※カンボジア短期(2025 年度)の活動:

https://asiawa.jpf.go.jp/partners/voice/blog/short_cambodia_2025-2/

3. 日本語パートナーズの派遣条件

日本語パートナーズは、以下の派遣条件を守らねばなりません。

- (1) JF の定める派遣前研修に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国・地域の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本プログラムの活動に専念し、滞在を他の目的(宗教、政治、営利等の目的)に利用しないこと
- (5) 派遣期間中はJFの許可なくして派遣地を離れないこと
- (6) 活動期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後 3 ヶ月以内に行われる帰国報告会に参加すること
- (7) 内定後から派遣前、帰国後まで、JF の設定する期日を遵守し、各種書類を提出すること

4. 求める人物像

本プログラムでは、日本語学習者のパートナーとして、共に派遣される日本語パートナーズや派遣先の方々と一緒に協力しながら活動することが求められます。日本語パートナーズ派遣事業は公的な活動であることと、その活動の趣旨を十分に理解し、何事にも責任をもって行動できることが大切です。

また、言葉はもちろん、気候や宗教、生活習慣、社会規範など異なる環境の中で活動するため、さまざまな困難に直面することもあります。そのため、日本語パートナーズには、異文化に対する好奇心や謙虚な姿勢に加え、何か問題に直面した際にも、明るく前向きに、辛抱強く解決に向けて取り組むことができる人物が向いています。

以下は、日本語パートナーズに求められる資質です。

- (1) 派遣先国に関心があり、派遣先の生徒・学生との交流・コミュニケーションに対する熱意をもち、積極的に交流できる
- (2) グループでの活動であることを理解し、他の日本語パートナーズと協力して活動を行うことができる
- (3) 準備・活動に充てられる時間や、現地で使用できる備品等が限られる中で、自助努力の精神と責任感を持って行動できる
- (4) 派遣先国の社会、文化を学ぼうとする好奇心と謙虚さがある
- (5) 派遣終了後に、本プログラムで得た経験を活かす意欲がある

5. 日本語パートナーズの身分

JFと日本語パートナーズは、派遣に先立ち合意書を取り交わし、これによりJFは日本語パートナーズとしての活動を委嘱します。JFと日本語パートナーズは雇用関係にありません。

6. 派遣先国・派遣人数・派遣期間・派遣先機関

派遣先国	派遣人数	派遣期間	派遣先機関
カンボジア	7名程度	2027年2月21日(日)～3月6日(土) のうち8日間程度	プノンペン及び近郊の 中等・高等教育機関等

※派遣期間については現在調整中です。詳細は第2次選考(面接選考)にてお伝えします。

※派遣先の事情や、フライトの都合により、派遣期間等が多少変動する可能性があります。

※自然災害や感染症等の状況により、事業を中止・変更、または派遣に際して新たな条件を付したりする場合があります。

7. 応募から派遣までのスケジュール

申請書・健康自己申告書のダウンロード	下記 URL より応募書類をダウンロード URL : https://asiawa.s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/NP2/nptanki2026_cambodia.zip
申請書・健康自己申告書の提出(アップロード)	応募書類に必要事項を記入し、それぞれ PDF ファイルに変換 下記の応募書類提出フォームにアップロードすることで応募完了 フォーム URL : https://03e81e74.form.kintoneapp.com/public/nptanki2026-cambodia 提出締切 : 2026 年 9 月 4 (金) 10 時 00 分 ※日本時間
第1次選考(書類選考)	書類提出締切後、1 か月程度を目途に結果通知予定
第2次選考(面接選考)	2026 年 10 月 14 日(水) ~ 15 日(木) にて、オンラインで実施予定 詳細は第1次選考通過者に別途通知 面接実施後、2 週間以内を目途に結果通知予定
内定	「意思確認書」にて内定受諾の意思を確認 内定を受諾した場合は、渡航に関する諸手続きを開始
派遣前研修	2026 年 12 月 19 日(土) ~ 20 日(日) JF 本部にて実施予定 ※全日程実地で参加必須
派遣	2027 年 2 月 21 日(日) ~ 3 月 6 日(土)のうち 8 日間程度 ※全日程で参加必須

※帰国報告会に関しては、別途お知らせいたします。

8. 応募

(1) 応募要件

【以下ア. ～ ケ. のすべてを満たしている必要があります。】

- ア. 本プログラムの趣旨及び制度を理解し、アジアの架け橋となる志をもっていること
- イ. 生年月日が 1957 年 3 月 8 日から 2007 年 2 月 19 日までの期間内にあること
- ウ. 日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- エ. 日本国内の国際交流協会や NPO 法人、自治体等の団体で、多文化共生分野の活動に継続的に携わっていること(※一時的な滞在を目的とした訪日外国人(観光客等)のみを対象とした活動を除く)
 - (ア) 応募対象者の例:
 - ① 国際交流協会や NPO 法人の職員・ボランティア登録者
 - ② 多文化共生に資する業務に従事する自治体職員(例: 防災・福祉分野)
 - ③ 外国にルーツを持つ生徒を担当している教員
 - (イ) 選考時の考慮事項:
 - ① 活動頻度: フルタイム等、活動頻度が高い方を優遇します。
 - ② 活動期間: 1 年以上等、活動期間が長い方を優遇します。
 - ③ 言語: 派遣先国の公用語の運用能力がある方を優遇します。
 - ④ 上記の応募要件に該当する場合、日本語パートナーズ(長期・短期派遣)経験者もご応募いただけます。但し、より多くの方に参加の機会を提供するため、未経験者を優先して選考します。
- オ. 日本文化を紹介できること(例: 書道、茶道、浴衣の着付け等。ジャンルは不問)
- カ. 帰国後に、日本国内での多文化共生・異文化理解に係る活動に参加し、本プログラムの経験を活かす意欲があること
- キ. JF が指定する派遣前研修の全日程に実地参加できること
- ク. SNS、ウェブサイト等を活用して本事業の広報や活動に関する情報発信に協力できること
- ケ. 暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないこと

【以下に該当する方は、事前に E メール(目次ページ参照)でご連絡ください。】

- ◆ 障がいがあること、性的指向または性自認、思想・信条等により、応募・選考・派遣前研修・派遣先での活動に不安を感じられる方

※上記に該当することが採否の判断に影響することはありません。ただし、応募時に提出いただく「健康自己申告書(指定様式)」には、手続きに必要であるため戸籍上の性別を記載いただきます。

(2) 応募の手順

1. 応募書類を準備する

下記 URL よりダウンロードし、申請書と健康自己申告書(指定様式)を揃えてください。

URL: https://asiawa.s3.ap-northeast-1.amazonaws.com/NP2/nptanki2026_cambodia.zip

2. 応募書類を PDF ファイルに変換し、提出(アップロード)する

応募書類に必要な事項を記入し、それぞれ PDF ファイルに変換後、上記 2 点の書類をアップロードしてください。書類のアップロードをもって応募が完了します。応募完了後、書類受理の旨の E メールが自動配信されます。

応募書類提出フォーム：

<https://03e81e74.form.kintoneapp.com/public/nptanki2026-cambodia>

※書類に不備がある場合、選考に影響が出ることがあります。

※書類の提出は 1 人 1 回のみ、原則差し替え不可とします。やむを得ない理由により、差し替えが必要な場合は、提出締切日までに E メール(目次ページ参照)までご連絡ください。

(3) 提出書類

ア. 申請書 イ. 健康自己申告書(指定様式)

※いずれも PDF ファイルに変換し、提出してください。

※「イ. 健康自己申告書(指定様式)」は、自筆署名のうえ、PDF ファイルに変換してください。

(4) 提出締切日

2026 年 9 月 4 日(金) 10 時 00 分 ※日本時間

※書類のアップロードをもって応募が完了します。

※郵送や持ち込み、E メールでの提出は受け付けません。

※締切後の応募は受け付けられませんので、時間に余裕をもって準備・提出してください。

(5) 応募時の留意事項

ア. 応募者本人の控えとして、応募書類のコピーを必ず保管しておいてください。

イ. 提出書類は、手書き、パソコン入力作成のいずれも受け付けますが、パソコン入力を推奨しています。どちらでも選考への影響はありません。

ウ. 提出書類作成にかかる費用は応募者の負担とします。

エ. 応募書類の提出完了および内容確認に関する照会対応は行っておりません。

9. 選考

1. 第1次選考(書類選考)
提出書類に基づいて選考を行い、結果をEメールにて通知します。 結果通知(Eメール): 書類提出締切後、1か月程度を目途 に通知予定
2. 第2次選考(面接選考)
第2次選考(面接選考)はオンライン(Zoom)にて、以下の期間で実施します。 日時: 2026年10月14日(水) ~ 10月15日(木) ※詳細は第1次選考通過者に別途ご連絡いたします。 結果通知(Eメール): 面接実施後、2週間以内を目途 に通知予定
3. 補足事項
・全ての応募者に結果を通知します。 ・面接選考時の通信費等は、応募者の負担とします。 ・採否理由、選考過程等についての問い合わせには応じられません。

10. 内定から派遣まで

(1) 内定通知・渡航手続き等

- ア. 第2次選考終了後、内定候補者に対しては、内定通知とあわせて「意思確認書」をお送りします。この「意思確認書」の返送をもって、内定の受諾または辞退の意思を確認します。
- イ. 内定を受諾した場合は、「内定者」となり、様々な渡航手続きを開始します。**内定を受諾した後の辞退は派遣先機関等の活動に多大な影響を及ぼすため、やむを得ない事情がある場合を除き、辞退はお控えください。**
- ウ. 渡航手続きでは、派遣にかかる文書の取り交わしを行います。渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、JFからの書類送付先は国内に限ります。
- エ. 派遣地や派遣先機関は、JF及びJF海外拠点等が決定します。内定者が選ぶことはできません。

(2) 派遣前研修

派遣前研修は、現地の生活及び派遣先国事情の知識を身につける機会であるとともに、共に派遣される日本語パートナーズと顔合わせを行い、現地で行う活動内容や役割分担を相談する場でもあります。派遣前研修では、すべての研修プログラムを修了しなければなりません。忌引きや体調不良等、JFがやむを得ないと判断する事由以外での欠席は認められません。

研修日程	研修場所
2026 年 12 月 19 日(土) ～ 20 日(日)	JF 本部 (東京都新宿区四谷)

※JF は、内定者の居住地最寄り駅から研修場所までの往復旅費(日本国内の移動のみ)および宿泊先を提供します。これら以外の費用は自己負担となります。

※宿泊が必要な方については、別途ご連絡します。

※状況により、派遣前研修の実施形式や期間が変更になる可能性があります。

(3) 内定後から日本出発までの留意事項

以下に該当する場合は、派遣内定を取り消す場合があります。

- ア. 内定から日本出発日までの間に、病気、怪我及び体調不良等により派遣先での業務が困難と JF が判断した場合、または派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に対する適性が不十分であると JF が判断した場合
- イ. 応募書類等、提出書類記載内容に虚偽があった場合
- ウ. 派遣先政府により、渡航に際し新たな条件が設けられ、その条件を満たさなかった場合

11. 派遣の待遇等

JF の規程に基づき、宿泊手当、往復航空券(エコノミークラス)等の旅費の支給を行います。なお、(4)(7)については、派遣前または派遣期間中に日本語パートナーズ自身で立替をし、派遣実施後に精算のうえ実費支給となりますので、あらかじめご了承ください。

(1) 宿泊手当(夕食費・諸雑費)

1 名あたり 3,600 円× 現地滞在日数(移動日は除く)を支給します。

※今後、関連規程改正により変更となる可能性があります。

(2) 宿泊先

JF が宿泊先を提供します。

※日本語パートナーズが宿泊先を選択したり、手配したりすることはできません。

(3) 往復航空券

日本と派遣先国間の往復航空券(エコノミークラス)を現物支給します。

(4) 日本国内交通費

居住地の最寄り駅から国際空港までの日本国内交通費(順路直行/往復分)を支給します。

(5) 海外旅行保険

JF が以下の補償内容の海外旅行保険を手配します。

傷害死亡保険金	最高 5,000 万円
傷害後遺障害保険金	最高 5,000 万円
治療・救援費用保険金	最高 5,000 万円
疾病死亡保険金	最高 3,000 万円

※既往症（出発前にかかったことのある病気・けが）、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病等は保険適用外です。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。

※JF は保険会社から実際に支払われる補償額を超える補償は行いません。

(6) 派遣前の予防接種費用

予防接種については、JF では集団予防接種の機会を設けず、費用の補助も行いません。

(7) 現地活動費

派遣前研修を通じてグループで計画する現地活動に必要な備品や消耗品のうち、JF の認めるものについて、購入する費用を補助します。

(8) 業務に必要な備品等

JF が業務上必要と認める活動備品は、日本語パートナーズ事業部、JF 海外拠点、または在外公館が用意し、可能な範囲で貸与します。

12. 派遣先国での安全確保および支援体制

海外で生活するにあたっては、災害や治安悪化等の緊急事態に対する準備と「自分の身は自分で守る」という心構えが必要ですが、派遣期間中は JF、海外拠点のスタッフ等が連携を取り、日本語パートナーズが派遣地での活動を円滑に進められるように支援します。

なお、あらかじめ外務省海外安全ホームページにおいて現地の安全情報を入手、確認してください。

※外務省海外安全ホームページ: <https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>



13. 派遣の可否判断

JF は、外務省が発表する海外安全情報の危険情報および感染症危険情報レベルや、入国時の制限とその内容（感染症の場合の移動制限等）、現地の医療体制や社会情勢、緊急時の対応状況等の観点から、総合的に判断して日本語パートナーズの派遣を決定しています。

なお、派遣が延期、変更または中止となった場合に、JF は経済的な補償を行いません。

14. 事業情報の公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出のあった申請書類等は開示されます。

15. 個人情報の取扱い

(1) 適用法の遵守

JF は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)(以下「法」という。)及び関連する政省令並びに個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「EU 一般データ保護規則(以下「GDPR」という。))」、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令(以下「中国法」という。)、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。JF の個人情報保護への取組(プライバシーポリシー)については、以下のウェブサイトをご覧ください。

(法関連)(和)<https://www.jpfr.go.jp/j/privacy/> (英)<https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/>

(GDPR 関連)<https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/index.html#gdpr>

(中国法関連)https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/

(2) 個人情報の取得

JF は、応募者から、申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等(以下「事業資料」という。)を通じて、以下の個人情報(以下「個人情報」という。)を取得することがあります。また、JF は、一般に公開されたウェブサイトを通じて応募者の個人情報を取得することがあります。

【応募者に関する基礎的な情報】

氏名、生年月日、国籍、性別、勤務先、職業及び職務、自宅住所、郵便番号、電話番号(携帯電話を含む)、E メールアドレス、ID 番号、パスポート番号、緊急連絡先、本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等

【応募者の経歴や能力に関する情報】

履歴書(学歴及び職歴を含む)、主な業績、外国語能力、国外居留歴等

【応募者のセンシティブデータ】

既往症、その他健康に関する情報、銀行口座情報等の個人データ

※JF は、応募者から、緊急連絡先となる方に関する個人情報を取得することがありますが、その際、応募者は、必ず緊急連絡先の方から本「個人情報の取扱い」の内容について同意を得

た上で、JF に提供するものとします。

(3) 個人情報の利用目的・利用期間

- ア. JF は、応募者から取得した個人情報を、当該応募者及びその緊急連絡先となる方による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の応募者及び採用者管理の目的(以下「利用目的」という。)のために利用します。
- イ. 応募者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、JF の事業の適正かつ円滑な運営のために、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の JF 事業の策定に利用されます。
- ウ. イ. の情報に加え、応募者の連絡先(住所、E メールアドレス、電話番号)は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の JF 事業についてのご連絡、今後の JF 事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。
- エ. JF は、上記の利用目的達成に必要な期間、応募者及びその緊急連絡先となる方の個人情報を取り扱います。

(4) 個人情報の提供

- ア. JF は、応募者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。
 - (ア) 日本国在外公館(大使館・総領事館等)及び日本国外務省(査証手配、安全管理上の対応、事業の実施支援等のため)
 - (イ) 航空会社、保険会社及びその代理店等(海外旅行傷害保険加入等のため)
 - (ウ) 外部有識者等の評価者(採否審査、事後評価等のため)
 - (エ) 報道機関や他団体(事業の広報のため)
 - (オ) その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人
- イ. JF は、応募者の健康診断結果や健康情報を、出入国手続き、海外旅行保険への加入及びその請求、出入国後の健康管理や安全管理のために、医療機関や医療従事者、保険会社、研修協力機関又は個人、関係官庁に提供する場合があります。
- ウ. JF は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「行政機関等」という。)が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、応募者から取得した個人情報を、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記に記載する利用目的以外の目

的のために利用又は提供することがあります。

(5) 個人情報の越境移転

ア. JF は、応募者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、JF 本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。JF は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。

イ. 前項に定める場合のほか、JF は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、応募者から取得した個人情報を、上記の利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。

(6) 個人情報の安全管理

JF は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、応募者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。

(7) 応募者の個人情報に係る権利

応募者は、法、GDPR、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します。

(8) 個人情報の取扱いに対する異議申立て

応募者は、JF における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、JF に対して異議を述べることができます。また、応募者は、適用を受ける法令に従い、応募者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

(9) 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、以下の連絡先にお寄せください。

独立行政法人国際交流基金 日本語パートナーズ事業部 事業第2チーム 短期派遣担当

E メール: np_tanki@jpf.go.jp

(10) 同意の撤回

応募者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、JF から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。